

---

令和2年度  
中堅民生委員児童委員実務研修会  
(2・3期目対象)

---

令和2年10月14日(水) 14:00~15:30

金沢歌劇座

 金沢市民生委員児童委員協議会

 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

## 令和2年度中堅（2・3期目）民生委員児童委員実務研修会

1. 趣 旨 民生委員児童委員が、経験年数に応じて期待される役割を理解し、必要な知識や技術を身につけ、地域福祉の要として活動できるよう資質向上を図ります。

### 2. 日程

時 間	内 容
14:00～ (20分)	(1) 講義「情報提供に必要な知識および今日の福祉問題の理解 ～新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 方への支援～」 講師：社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 地域福祉課主任主事 寺西加奈子
14:20～ (30分)	(2) 講義「福祉問題の把握の方法および把握した情報の活用」 講師：金沢市地域包括支援センターかみあらや センター長 武田 智美 氏 金沢市地域包括支援センターえきにしほんまち センター長 木村 和亨 氏
14:50～ (30分)	(3) 講義「災害時要援護者に係る情報の把握・共有および安否確認等の 円滑な実施について」 講師：社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 地域福祉課長 北脇 宜和
15:20～ (10分)	(4) 質疑応答
15:30	閉会

令和2年10月14日（水）

民生委員児童委員実務研修 中堅（2・3期目）対象

# 情報提供に必要な知識および 今日の福祉問題の理解

～新型コロナウイルス感染症の影響により  
収入が減少した方への支援～



金沢市社会福祉協議会地域福祉課  
主任主事 寺西加奈子

# 本日の内容



## 1. 情報提供に必要な知識

支援において情報提供するために必要な知識について、地域の事例を通して学ぶ

## 2. 今日の福祉問題の理解

地域の福祉問題の状況と対応について、  
(事例検討を通して) 理解を深める

新型コロナウイルス感染症の影響を受け  
収入が減少した方への対応・支援に焦点

# 事例1 Aさん（68歳男性）



個人情報に配慮し、  
内容を一部加工  
しています

- 家賃4万円のアパートに一人暮らし
- タクシー運転手として働いており、月収15万円前後
- このほか、国民年金を月額5万円受給
- 緊急事態宣言の発令を受け、4月から7月まで勤務先が休業
- 休業期間中は、勤務先から休業手当（※）が月9万円支払われ、年金と合わせてなんとか生活できた
- 8月になり仕事を再開したが、顧客が少なく月収が3万円しかないため、生活が苦しい

（※）休業手当（労働基準法第26条）

「使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。」

# Aさんが利用できる制度



## ①住居確保給付金

離職や廃業から2年以内、またはやむを得ない休業等により収入が減少した方に対し、原則3ヶ月（最長9ヶ月）

### 家賃相当額を支給

※金沢市の場合、単身世帯は上限33,000円／月

※収入・資産に関する要件あり

受付：金沢市社会福祉協議会  
実施主体：金沢市



## ②生活福祉資金特例貸付

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、生計維持が困難となっている世帯に対し、生活費を貸付

生活福祉資金貸付制度は従来からある制度です。

民生委員による世帯更生運動（戦後激増した低所得者層に対し、安定した生活が送れるように民生委員が支援する自主的な活動）がその始まりです。

この活動には資金が必要となる場合が多く、貸付制度創設の要望の高まりを受け、昭和30年「世帯更生資金貸付制度」が創設されました。

平成2年に名称が「生活福祉資金貸付制度」に改められ、時代に即した内容の見直しを行いながら現在まで運用されています。



## ②ー1 緊急小口資金（特例）

緊急かつ一時的な生活費として、20万円を上限に貸付

- ・無利子、保証人不要
- ・返済（償還）は1年後に開始
- ・償還期間は最長2年間（24回払）

## ②ー2 総合支援資金（特例）

当面の生活費として、単身世帯は15万円、2人以上の世帯は20万円を上限に、原則3ヶ月（最長6ヶ月）貸付

- ・無利子、保証人不要
- ・返済（償還）は1年後に開始
- ・償還期間は最長10年間（120回払）

受付：金沢市社会福祉協議会  
実施主体：石川県社会福祉協議会

※①、②ー1、②ー2  
は併用可



### ③ 社会保険料等の猶予等

- ③－1 国民健康保険料の減免
- ③－2 介護保険料の徴収猶予・減免
- ③－3 税金の徴収猶予
- ③－4 国民年金保険料の免除等  
(Aさんは年金受給中のため対象外)



### ④ 公共料金等の猶予等

- ④－1 電気料金の支払期日延長
- ④－2 水道料金および下水道使用料の基本料金を  
4ヶ月減免 **(申請不要)**
- ④－3 ガス料金の支払期日延長 (ガス会社による)

# 休業・休職に関わるその他制度

---



## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

新型コロナウイルスの影響により休業させられたが、勤務先から休業手当が支払われない場合に申請可

## 雇用調整助成金

事業主が労働者に休業手当等を支払った場合、その一部を助成

## 傷病手当金（健康保険等被保険者のみ）

病気やケガの療養のため仕事を4日以上休んだ場合に支給  
※新型コロナウイルスに感染して療養が必要な場合はもちろん、  
発熱等の自覚症状により療養する場合も対象となりうる

## 事例2 Bさん（32歳男性）

個人情報に配慮し、  
内容を一部加工  
しています

- Bさん、妻（33歳）、子（5歳、保育園）の3人世帯
- 持家（住宅ローン有）
- テナントを借り、夫婦でマッサージ店を経営している
- 純利益は月額30万円程度あったが、緊急事態宣言中の4～5月は売上がなく赤字となった
- 緊急事態宣言が解除されても顧客はほとんど来ず、売上から経費を差し引くと生活費が残らない。



## Bさんが利用できる制度

---

①住居確保給付金は、賃貸住宅でないため対象外

②生活福祉資金特例貸付  
(緊急小口資金・総合支援資金)

③社会保険料等の猶予等

④公共料金等の猶予等

※個人事業主やフリーランス等の方も対象

## ⑤ 持続化給付金

新型コロナウイルスの影響により、1ヶ月の売上が前年同月と比べて**50%以上減少**している**事業者に給付**

(法人：上限200万円、個人事業主：上限100万円)

対象

対象外

**< 県の追加支援策 >**  
**石川県経営持続支援金**も  
対象となる  
(法人：一律50万円、  
個人事業主：一律20万円)

事業所としてNHK放送  
受信契約をしている場合、  
**NHK受信料免除**の対象  
となりうる

**< 市の追加支援策 >**  
**金沢市飲食業事業継続緊急  
支援給付金**が対象となりう  
る (上限30万円)

**< 条件 >**

- ・ **飲食事業者**である
- ・ 1ヶ月の売上が前年同月と比  
べて**30%以上減少**している  
等

## ⑥家賃支援給付金

資本金10億円未満の企業や個人事業主等の地代・家賃負担軽減のため、**本年5月～12月**において、

(1) **1ヶ月**の売上が前年同月と比べて**50%以上減少**

(2) **連続3ヶ月**の売上が前年同期と比べて**30%以上減少**

のいずれかに該当する場合、

直近の賃料月額を基に計算した**6ヶ月分の給付額を支給**

(法人：上限600万円、個人事業主：上限300万円)

※家賃支援給付金を受給した場合、

**県の追加支援策である石川県家賃支援給付金**が対象になる

(法人：上限150万円、

個人事業主：上限75万円)



## ⑦新型コロナウイルス感染症特別貸付 （日本政策金融公庫等）

新型コロナウイルスの影響により一時的に業績が悪化した個人事業主等に対し、**実質無利子・無担保**で融資

## ⑧新型コロナウイルス感染症**緊急**特別貸付（県）

## ⑨民間金融機関における**実質無利子・無担保**融資



# 各種制度の問合せ先一覧



制度名	問合せ先	電話番号
<b>住居確保給付金</b>	<b>金沢市社会福祉協議会</b>	<b>076-231-3571</b>
<b>生活福祉資金特例貸付 (緊急小口資金)</b>		
<b>生活福祉資金特例貸付 (総合支援資金)</b>		
国民健康保険料の減免	金沢市医療保険課	076-220-2255
介護保険料の減免等	金沢市介護保険課	076-220-2264
税金（国税）の徴収猶予	金沢国税局	0120-948-364
税金（市税）の徴収猶予	金沢市税務課	076-220-2171
国民年金保険料の免除等	金沢市 <b>市民課</b>	076-220-2295
電気料金の支払期日延長	北陸電力	0120-540-321
水道料金等の減免	金沢市企業局	076-220-2977
ガス料金の支払期日延長	各ガス会社	-



制度名	問合せ先	電話番号
新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金	厚生労働省	0120-221-276
雇用調整助成金	雇用調整助成金コールセンター	0120-60-3999
傷病手当金	各健康保険者（勤務先）	-
持続化給付金	持続化給付金コールセンター	0120-279-292
石川県経営持続支援金	石川県事業者支援ワンストップコー ルセンター	076-225-1920
金沢市飲食業事業継続緊急 支援給付金	金沢市商工業振興課	076-220-2193
N H K 受信料の免除	N H K 金沢放送局	076-264-7010
家賃支援給付金	家賃支援給付金コールセンター	0120-653-930
石川県家賃支援給付金	石川県事業者支援ワンストップコー ルセンター	076-225-1920
新型コロナウイルス感染症 特別貸付	日本政策金融公庫	0120-154-505
	中小企業金融相談窓口	0570-783-183
新型コロナウイルス感染症 緊急特別貸付	石川県経営支援課	076-225-1521
民間金融機関における実質 無利子・無担保融資	各金融機関	-

# 最後に



生活福祉資金特例貸付制度の受付状況等  
(令和2年9月末現在)

- ・ 新規相談件数 3,597件
  - ・ 緊急小口資金申請件数 2,918件 (世帯単位)
  - ・ 総合支援資金申請件数 **2,188件** (世帯単位)
- ⇔ 金沢市内世帯数 **207,265世帯**

申請率およそ1% ⇒ 民生委員児童委員の担当世帯

**約200世帯のうち2世帯**が申請している計算

新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、  
支援が必要な方がいたら、**金沢市社会福祉  
協議会**までご連絡ください



【memo】

---

金沢市  
民生委員児童委員  
中堅研修

これから30分のお話は2本柱

民生委員活動のなかでの

1. 福祉問題の把握の方法
2. 把握した情報の活用

# 1. 福祉問題の 把握の方法

# 1. 福祉問題の把握の方法

## ①見守り、声かけ、訪問、聞き取りによる発見

これは、皆さんが民生委員活動の中で当たり前  
に実施されている活動

ただ、地域の皆さん全員が見守りや声かけに好意的  
ではない

○疾病や何らかの要因により、自ら支援を求めること  
ができない人々の生活問題を把握する方法について学  
ぶ。

# 自ら支援を求めることが できない人々...

- 一人の支援者や一つの機関だけでは対応できないことも多い

- 地域包括も一緒に考えて動くことができるように

(むしろ)

地域包括が民生委員さんに相談しながら日々相談活動を行っている



# 地域包括には どんな職種の人たちがいるか

社会福祉  
士

保健師等

主任介護  
支援専門  
員

認知症地  
域支援推  
進員

事務員

はたから見ると、どう見ても  
支援が必要だと感じる人

しかし...

本人が拒否する

あるいは

本人が必要性を感じていない

こんな方に会ったこと、ありませんか？  
周りは困っているのに、本人が望まない

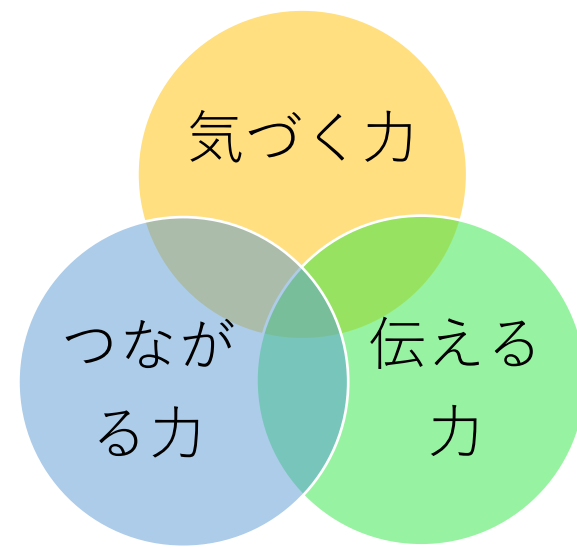
# 「助けて」と 言える人ばかりではない

支援が必要な人が「困った」を発信できない理由  
(例示)

- ・ 相談窓口がわからない
- ・ うまく伝えられない
- ・ 言い出せない (人間関係やプライド)
- ・ 身内のこと、知られたくない
- ・ 迷惑をかけたくない
- ・ あきらめている
- ・ 「困った」と思っていない



# 民生委員活動 のなかで 3つの力を発揮



気づく力	本人が「困った」を発信できなくても、周りが本人のもつ「困った」に気づける力をつける。周りの気づきを伝えることで、本人の「困った」に気づく力も高まる。
伝える力	本人がうまく伝えられない「困った」を、信頼関係をつくることで伝達可能なものとして引き出していく。周りが気づいた「困った」を、代わりに発信する（代弁）ことで、必要な支援につながる糸口をつくる。
つながる力	発信できた「困った」に出会った支援者は、まずは本人の「困った」を受け止める。その上で「困った」は抱え込まずに共有し、本人主体の支援チームをつくる。

# 事例1 見守り活動ならではの気づき・日常のちょっとした変化

- Aさん 75歳 女性 一人暮らし
- ふれあいサロンにも毎月かかさず参加
- 持病の腰痛のため、週に1回はヘルパーが掃除
- ケアマネ・ヘルパー、家族も元気！という印象
- ある日、民生委員から地域包括に相談
- 最近、ゴミ出しの日を間違えるなど気になるよ
- それから気にしてみてもみると、同じものを買っているなど気になる情報が増えてきた
- 本人や家族と相談し、ものわすれ外来を受診
- 認知症の初期であることが分かり、服薬も開始

## 事例2 支援拒否が強いケース・ 民生委員との関係が支援の入り口

- Bさん 85歳 男性 娘のCさんと同居
- 要介護状態のBさんは、食事やトイレなど介助が必要
- 同居のCさんは、Bさんは一人でなんでもできるはずと、サービスの受け入れ拒否
- Bさんは一日中、ゴミだらけの家で放置されている
- 地域包括やケアマネは、Cさんと話し合いをもとうとするが、電話にもでず、行先も分からない
- 地域ケア会議を開いて情報を共有したところ、担当民生委員は唯一Cさんと話せる関係があり、行先も把握していた
- 担当民生委員を通じて、Cさんとの連絡を試み、Bさんの施設での保護に至った

## 2. 把握した 情報の活用

# 緊急時の判断と関係機関への連絡方法

## 内容

○虐待や孤立死など緊急で対応すべき場合の判断について学ぶ。

○連絡する関係機関について学び、休日や早朝、夜間帯の連絡方法についても確認する。

○孤立死が疑われる場合の対応、連絡について確認する。



# 相談内容の緊急性はさまざま

緊急レベル	相談内容	対応
レベル1	一般的な問い合わせ	一般的な情報提供
レベル2	相談者の意思で主訴に対する対応が可能だと判断される相談	必要な情報提供、関係機関や団体等の紹介・つなぎ
レベル3	専門的・継続的な関与が必要だと判断される相談	継続的な関与、訪問面接等
レベル4	緊急対応が必要だと判断される相談	危機介入、事例ごとに対応できるチーム編成

# 相談内容の緊急性はさまざま

## レベル 3

専門的、継続的な関与が必要と判断される相談

例) 認知症による妄想が始まり、近隣住民が対応できずに困っているので、訪問して実態を確認


## レベル 4

緊急対応が必要と判断される相談

例) ライフラインが止まったり、低栄養や脳梗塞を発症しているような場合

# 相談のなかには、すぐさま安否確認に至るケースもある

## きっかけとなる相談（例示）

- 配食サービス業者から、お弁当を配達したが応答がない  

- 緊急通報装置のコールセンターより 昨夜からセンサーの反応がない
- 新聞配達業者より、新聞紙が取り込まれておらず3日分ほどたまっている
- 担当民生委員より、夜になっても電気がつかない 毎朝開ける雨戸が開いていないなど近所の人心配している

相談のなかには、すぐさま安否確認に至るケースもある

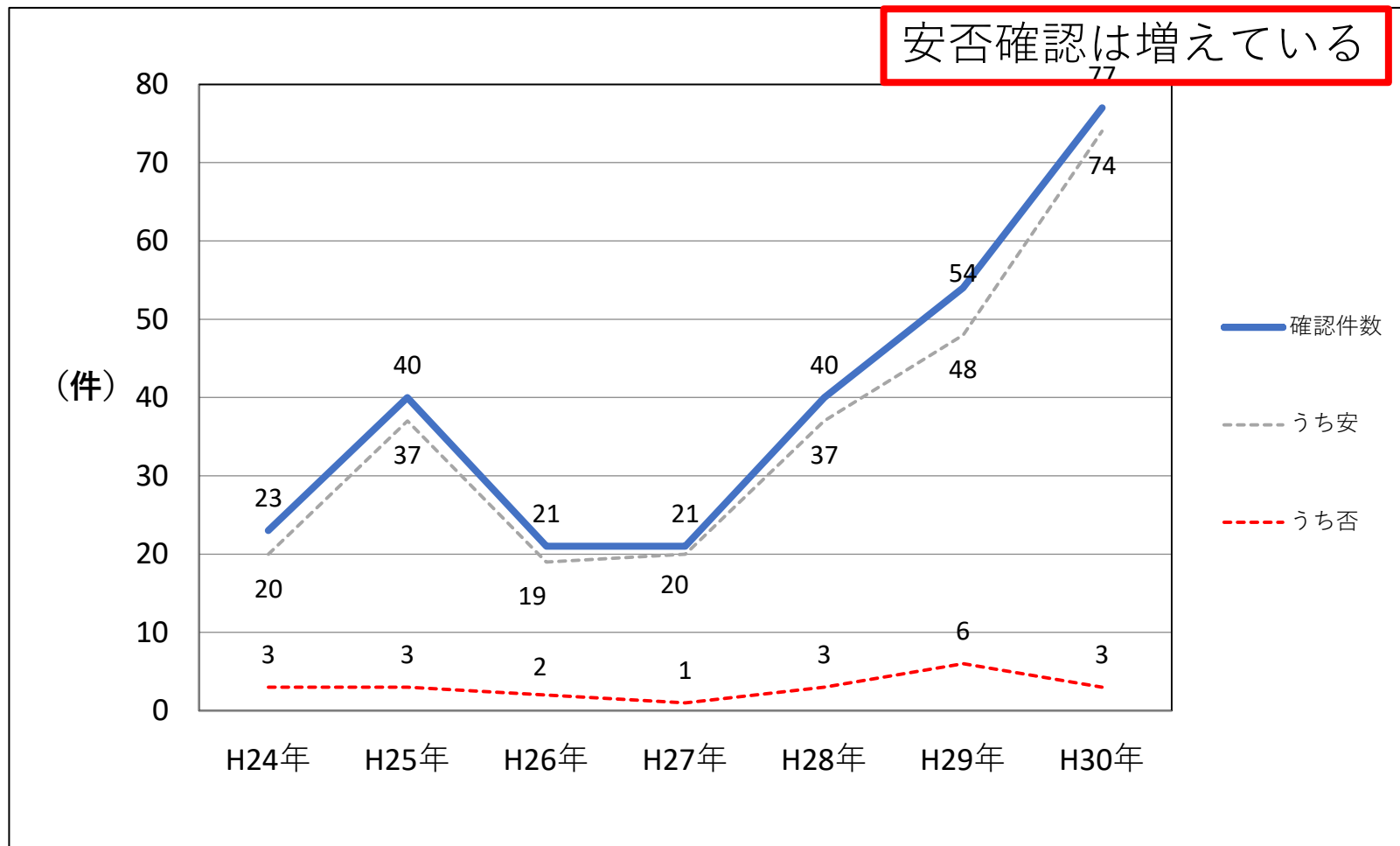
夜になっても電気がつかない、毎朝開ける雨戸が開いていない



このようなことは

民生委員活動の中で把握した情報の活用  
地域でしか収集できない情報

# 地域包括担当地区の安否確認の推移



平成24年度から統計を取り始めた高齢者の安否確認の件数は、年度によって差はあるが増加傾向にある。

# 民生委員が把握する情報から 緊急事態が発見されることもある

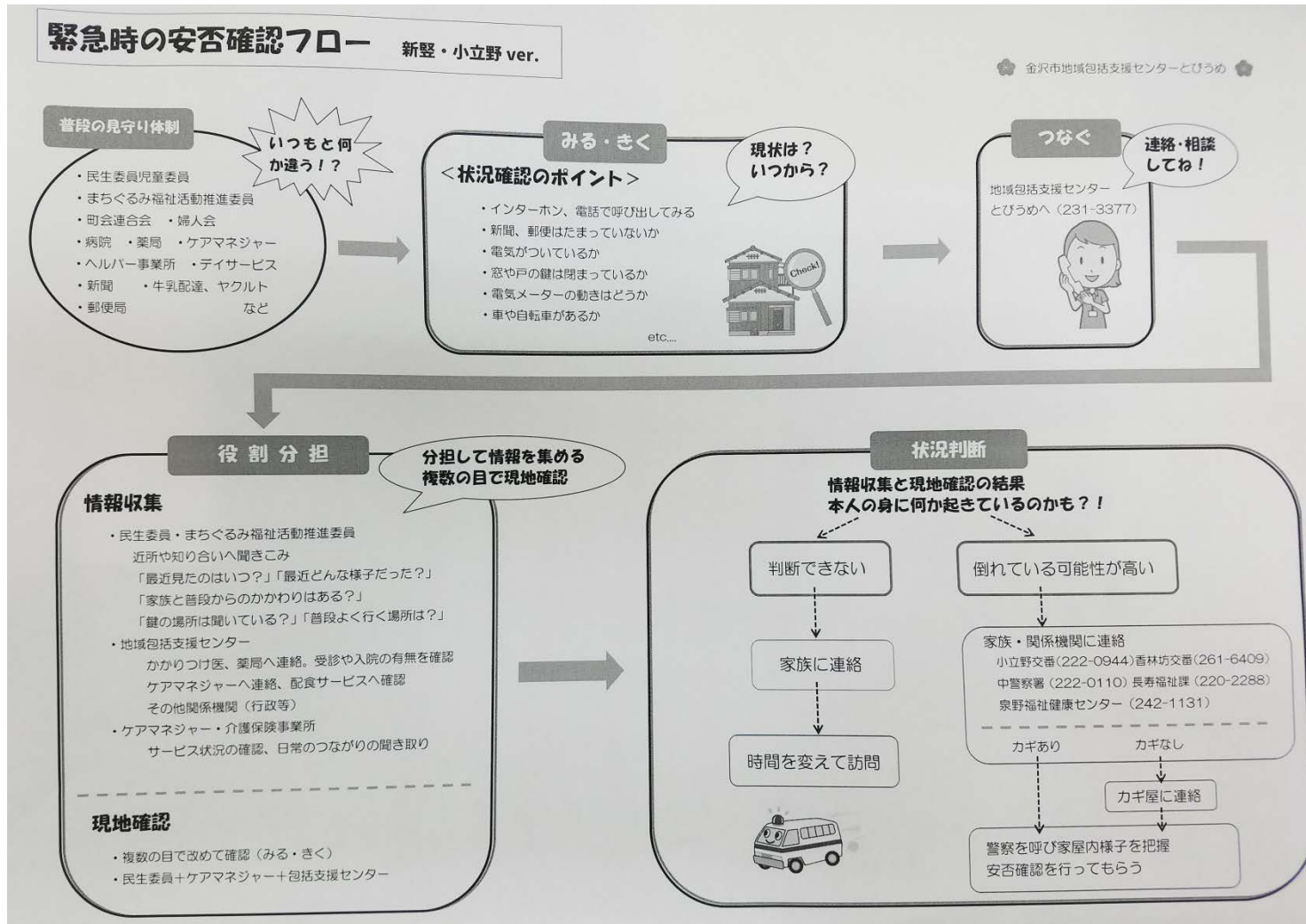
そんなときの3つのコツ

- あわてない
- メモする（主語と数字）
- 一人に対応しない

誰が言ってた？  
何日、何時かな？  
何回だろう？



# 緊急時の安否確認フロー



# 普段の見守り体制

緊急時の対応は、普段の見守り体制から始まっている

普段と違うのものさしは、普段の暮らし  
ぶりの把握があつてこそつくられる

例えば

Aさんは、いつもこの時間スーパーに行く

Bさんは、朝起きると雨戸をあける

Cさんは、21時には電気を消して寝る

など



# 普段の見守り体制

普段と違うという異変への気づきは  
普段の様子を知っていなければ分からない

**民生委員の見守り活動が  
まさにこれ**

# 状況確認のポイント

みる



きく



# 状況確認のポイント

みる・きく

- ・インターホンや電話で呼び出してみる
- ・新聞、郵便はたまっていないか
- ・電気がついていないか
- ・窓や戸のカギは閉まっているか
- ・電気メーターの動きはどうか
- ・車や自転車はあるか

→現状を観察。変わったところはいつから？

やっぱり何かがおかしい気になる、心配  
と思ったら

# つなぐ 連絡・相談

担当地区の地域包括支援センター  
に連絡を

※緊急時の電話は24時間体制になっています

# 役割分担

## ①情報収集

【民生委員・まちぐるみ福祉活動推進員】

近所や知り合いに聞き込み

「最近みかけないんだけど、お隣さん元気？」等  
さりげなく

- ・ 最近の様子は？
- ・ 最近見かけたのはいつ？
- ・ 家族と普段からかかわりはある？
- ・ 鍵の場所知っている人？
- ・ 最近よく行く場所は？

# 役割分担

## ①情報収集

### 【地域包括支援センター】

- かかりつけ医、薬局へ連絡（入院の有無受診状況等）
- ケアマネや配食業者ほか関係機関へ連絡（行政へも報告）

### 【ケアマネジャー・介護保険事業所】

サービス状況の確認。日常のつながりの聞き取り

# 役割分担

## ②現地確認

ここまで収集した情報で、お互いに何が分かって何が分かっていないのか共有し改めて現地を一緒に確認しに行く。

確認ポイントは、みる・きく



みる・きく  
(状況確認のポイント)

- インターホンや電話で呼びだしてみる
- 新聞、郵便はたまっていないか
- 電気がついていないか
- 窓や戸のカギは閉まっているか
- 電気メーターの動きはどうか
- 車や自転車はあるか

→現状を観察。変わったところはいつから？

複数の目で見ることによって新たに分かることも

# 状況判断

- 情報収集と現地確認の結果

本人の身になにか起きているかも！？

判断できない

倒れている  
可能性が高い



# 状況判断

## 【判断できない場合】

### 家族や親族に、気になる状況を報告

連絡先は、高齢者福祉保健台帳を参照

家族が近隣にお住いの場合は、訪問を依頼

### 時間帯を変えて訪問

外出していることも考えられるため、再度  
複数で待ち合わせ時間を確認し午後から  
夕方から等、訪問してみる

# 状況判断

## 【倒れている可能性が高い場合】

家族や親族に、気になる状況を報告する

※連絡先は、高齢者福祉保健台帳を参照



- ・ 家族が近隣にお住いの場合は、訪問を依頼
- ・ 家族が遠方の場合は、関係機関への連絡や確認のため、家屋内に入ることの了解を得る

※関係機関 ・ ・ 最寄りの交番→協力要請  
行政（地域長寿課等）→経過報告

# 家屋内へ入り、安否確認

【倒れている可能性が高い場合】

カギの有無を確認

カギを預かっている人や場所が分かれば連絡無ければ、家族の了解をとって鍵屋を呼ぶ



家屋内に入って安否確認

警察に入ってもらうことが望ましい



※不法侵入とならない  
※死亡事例で、第一発見者になることを避ける

## 事例 3 否

- Dさん 76歳 男性 一人暮らし
- 定年退職後、ガードマンの仕事に不定期に通勤
- 特に持病もなく、仕事をしているお元気な方
- 新聞配達所より、3日分の新聞が溜まっていると地域包括に連絡が入る

## 事例 3 否

- 地域包括より担当民生委員へ連絡し、同行訪問



- 自宅の玄関は開いたままになっている



- テレビの音は聞こえるが、応答はない



- 高齢者福祉保健台帳の緊急連絡先から遠方の家族に連絡し、警察への連絡と家屋内の侵入の許可を得る



- 警察がかけつけ、家屋内で亡くなっている本人を発見

## 事例 4 安

Eさん 76歳 男性 一人暮らし

近所の方から民生委員に相談

いつも開ける雨戸が朝になっても開かない。  
旅行に行くなどもきいていない。



民生委員より地域包括に連絡が入る

## 事例 4 安

### 【地域包括】

かかりつけ医に連絡

最終診察日、入院の有無、持病など確認

入院なし、高血圧、心疾患あり

### 【民生委員】

知り合いから聞き取り

最後に見かけたのは、昨夕、スーパーの  
買い物帰り。変わった様子なし。

## 事例 4 安

- ・ 地域包括、民生委員が一緒に訪問
- ↓
- ・ 現地を確認。ポストに今朝の新聞、牛乳も取り込まれていない。玄関は鍵がかかっている。電気メーターはゆっくり。
- ↓
- ・ 市内の親戚に連絡。同意を得て、警察、鍵屋に連絡
- ↓
- ・ 鍵屋、親戚、警察が到着し、自宅内へ。
- ↓
- ・ 寝室で倒れている本人を発見、救急搬送。一命をとりとめた。





# 民生委員活動

民生委員の普段の活動が  
一人の人の命を救うこと  
もある

# 民生委員活動

一人ひとりのできることは小さいことかもしれないが

つながることでも何倍もの  
力になることもある



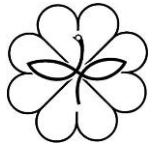
ご静聴ありがとうございました



【memo】

---

令和2年度 民生委員児童委員実務研修  
中堅(2・3期目)研修 R2.10.14



# 災害時要援護者に係る情報の把握・共有 および安否確認等の円滑な実施について



社会福祉法人金沢市社会福祉協議会  
地域福祉課長 社会福祉士 北脇宜和

# 過去の災害から学ぶ教訓

避難＝命を守る行動

## 1. 避難が何より重要

日頃から危険な場所や避難先・避難経路などを確認

## 2. 避難所に逃げたら終わりではない

過去の経験や記憶にとらわれず安全が確認できるまで避難

## 3. 公的な役割を持つ人の安全の確保

災害対応や避難誘導にあたる人も身の安全の確保が最優先

## 4. 災害に強い福祉のまちづくり

向こう三軒両隣、気にかけてい声かけ合える福祉のまち

## 5. 要援護者（要配慮者）も安全に生活できる社会

要援護者も安全に避難できるよう様々な配慮を

# 避難場所

場所、ルート、危険個所の点検

## ・自主避難所（市民センター、福祉健康センター）

台風の上陸・接近、長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合、事前避難を希望される方を対象に一時的に開設 ※夜間の新規開設なし

## ・指定避難場所（公園など）

命を守るため、災害の危険からまず逃げるための場所（一時避難所）※津波・洪水・土砂災害といった災害の種別ごとに安全確認

## ・拠点避難所（小学校など）

自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間避難生活を送るための場所（二次避難所）

外出することでかえって命に危険が及ぶ状況では、近くの丈夫な建物や自宅の上階などに避難（垂直避難）して安全確保

# 災害時要援護者（要配慮者）情報の把握

**要配慮者** = 高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児、慢性疾患等がある方、外国人など配慮を要する方



※要配慮者に含まれないものの、民生委員として見守りや訪問活動を行っている人を「災害時要援護者」と表現（全国民生委員児童委員協議会）



# 避難行動要支援者名簿とは

## 避難行動要支援者

### <高齢者>

- ・ 75歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯

### <要介護認定者>

- ・ 介護保険における要介護3以上の認定を受けている方

### <障害のある方>

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けており、  
上肢・体幹・視覚・聴覚の障害の程度が1級又は2級の方  
下肢の障害の程度が1級～3級の方
- ・ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA判定の方

### <その他>

- ・ 上記のほか、避難支援が必要な方（市へ申請が必要です）

# 要援護者（自力で避難できない人）の把握

避難行動要支援者名簿は行政が一定条件で抽出した情報

**<地域には様々な人たちが生活>**

日中ひとり暮らしの高齢者、障害のある方や子ども、病弱な方、子育て家庭、妊産婦、外国人など

日頃の近所付き合いや班長・町会長の関わり、民生委員・まちぐるみ福祉活動推進員や主任児童委員による見守り・安否確認を通じて、**災害時に避難する際、自力で避難できない人を特定**する。

その一人ひとりが安全に避難できる体制をつくるため、名簿に載っていないけれど**必要性のある人には、名簿登載を勧める。**

避難行動要支援者名簿は、災害時の安否確認チェックリストとして活用できます。

# 一人ひとりが安全に避難できる体制づくり

## 1. 要援護者情報を共有する。

自主防災組織（町会を含む）、民生委員、消防分団、地区社協、その他（班長、まちぐるみ福祉活動推進員、老人会、女性会など地域の実情に応じたメンバー）の情報共有が必要。※避難支援等関係者

## 2. 個人情報保護の壁を乗り越える。

自主防災組織の被災者管理担当に上記メンバーを規定することで平常時からの情報共有が可能。

## 3. 防災避難支援マップを作成する。

地形的な特徴と危険箇所を確認。要援護者と地域支援者（近所の親しい人、避難支援等関係者）を可視化。

## 4. 自力で避難できない人の個別避難支援計画を作成する。

地域支援者（複数が望ましい）と要援護者本人が避難支援方法の確認をする。 ※詳細は金沢市避難行動要支援者名簿活用ガイドブック参照

## 5. エリアごとにリーダーを決め、安否確認情報を把握する。

地域支援者による避難誘導・安否確認の状況をリーダー（避難支援等関係者）が把握する。（LINEなども積極的に活用）

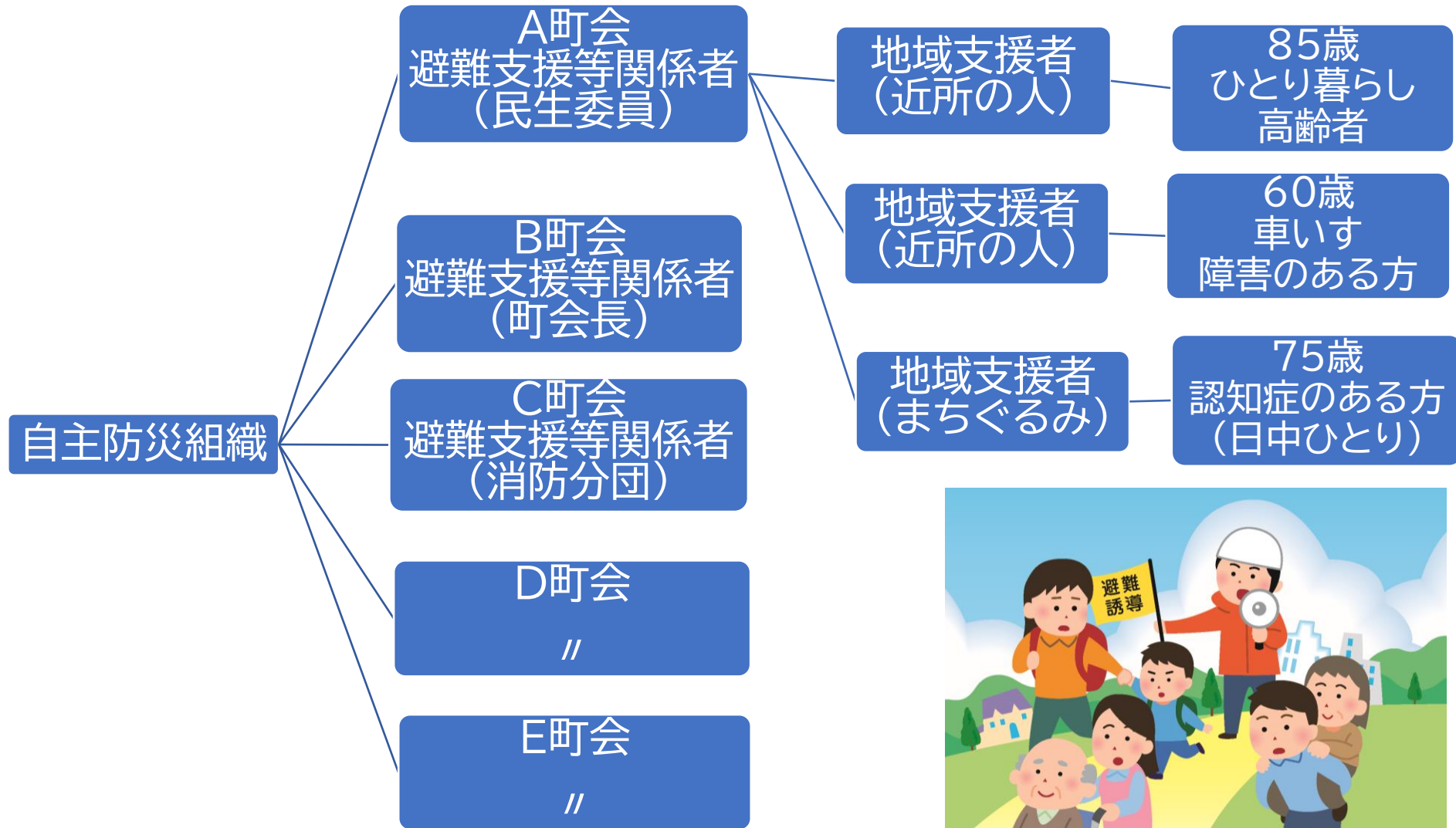
## 6. リーダーが把握した情報を自主防災組織が集約する。

地域支援者→リーダー→自主防災組織→金沢市

## 7. 留意点

- ①一人ひとりを見る。（声かけのみで自力で避難できる人、杖などを利用して自力避難できる人、寝たきり・認知症で自力避難できない人、避難の声かけが必要な人など）
- ②災害時、避難情報を伝達・避難誘導できないこともある。
- ③地域支援者・避難支援等関係者に法的義務は無い。善意にもとづくもの。確実な支援ではなく可能な範囲。自分自身が家族が被災することもある。
- ④災害時に支援が必要な方は、平常時にも支援が必要な場合がある。日頃の交流を心がける。

# 安否確認の連絡網（例）



# 災害に備えてできること (あくまで一例、できることから)

No	取組の手順	主な内容	民生委員活動 (例)
1	「災害」や「共助」について地域の中で共通認識を持つ	自主防災組織の関係者や地域住民が、各災害の特徴など基本的事項や「共助」について学ぶとともに災害ごとの特性を理解する。	民児協として自主防災組織等と相談し学習会を提案。
2	活動体制を整える	自主防災組織の中で組織体制を考える。 (各組織の役割分担、取組み内容の検討)	自主防災組織への参画。
3	地域の特性を知る	・各ハザードマップで地域の危険度や避難所を確認する。 ・地域住民の実態把握(昼夜の人の動き、要援護者の実態)	防災避難支援マップづくり。
4	「自助」を促す	・災害情報を得る方法を考える。 ・災害時の家庭内の取り決めをする。 ・非常持出品、家具の転倒防止対策。	地域サロンなどで学習会、友愛訪問で声かけ。
5	地域住民の避難方法・体制を決める	・避難時や避難所生活での支援体制を確認(情報伝達・安否確認、一時避難場所、避難所で必要な支援等)	配慮が必要な人の代弁者として意見を伝える。
6	災害時の状況を想定する	避難訓練を繰返し行う。	要援護者と避難所まで歩いてみる。
7	意識啓発を図る	チラシやマニュアルなどを作成する。	要援護者へ伝える。
8	日頃からの関係をつくる	・日常生活の中で交流の機会を増やす。 ・顔の見える関係づくりを行う。	あいさつ。友愛訪問。行事に誘う。

## 要援護者（要配慮者）の特徴と支援のポイント

病気の特徴や障がいの種類、程度によって、避難支援の際の配慮や注意点は様々です。要援護者の避難支援が円滑に行えるよう、日頃から気にかけていただきたいことと、災害時の声掛けや誘導にあたってのポイントを紹介します。

### 1. 寝たきりの人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○自力で災害に対応する行動が制限され、自分の身体の安全を守ることが難しい。</p> <p>○相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p> <p>○担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。</p> <p>○温度変化等への抵抗力が弱い。</p>	<p>●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。</p> <p>●要援護者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。</p> <p>●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行いましょう。また、移動用具の保管場所を確認しましょう。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょう。</p> <p>●医療・介護関係者や家族等との連絡体制を確認しておきましょう。</p> <p>●災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。</p> <p>●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して避難誘導にあたりましょう。</p> <p>●トイレ・入浴設備など物的配慮をしましょう。</p> <p>●家族に対する支援もするようにしましょう。</p>

### 2. 認知症を有する人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○自力で判断し、行動することが難しい。</p> <p>○相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p>	<p>●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。</p> <p>●可能であれば、要援護者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。</p> <p>●身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとってしまう場合がありますが、叱ったりせずゆっくり丁寧に話しかけましょう。同時に二つ以上のことを伝えないようにしましょう。</p> <p>●災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。</p> <p>●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。</p> <p>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。</p>



### 3. 視覚障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○視覚による被害状況等の情報収集が難しい。</p> <p>○災害時には、いつもどおりの行動ができなくなり、自分ひとりでは動くことができない。</p> <p>○避難所等慣れない場所で行動することが難しい。</p>	<p>●日頃からあいさつや声かけを行うなど、音声によるコミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。</p> <p>●可能であれば、要援護者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。</p> <p>●災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また適切な情報を伝えて（音声による情報伝達が必要）、不安をやわらげてあげましょう。</p> <p>●避難誘導をする際は、支援者の肩やひじを持ってもらい、ゆっくり、自分が先に立って誘導しましょう。段差や行き先、障害物の有無について、声をかけながら安全に誘導しましょう。</p> <p>●避難所内の案内をするようにしましょう。</p>

### 4. 聴覚障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○外見からは障がいのあることが分からない。</p> <p>○言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p> <p>○音声(テレビ・ラジオ・電話など)による被害状況などの情報収集が難しい。</p> <p>○必ずしも手話ができるわけではない。</p>	<p>●日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。また、口の動きで言葉を理解できることもありますので、身振りを交え、正面から大きく口を開けて、ゆっくり話しましょう。</p> <p>●可能であれば、要援護者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。</p> <p>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。</p> <p>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。</p> <p>●避難所では情報から取り残されないよう、掲示板などを利用し、情報を伝えましょう。</p>





## 5. 音声・言語機能に障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○外見からは障がいのあることが分からない。</p> <p>○言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p>	<p>●日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。また、相手の言葉を注意深く聴き取るように心がけましょう。</p> <p>●可能であれば、要援護者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</p> <p>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。</p> <p>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。</p>

## 6. 肢体不自由のある人・平衡機能障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○自力で災害に対応する行動が制限され、自分の身体を守ることが難しい。</p> <p>○自立歩行が困難な方や寝たきりの方など、状況によっては、担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。</p> <p>○まひ等で言葉が不自由な人は、言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p>	<p>●日頃からあいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。</p> <p>●可能であれば、要援護者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</p> <p>●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行いましょ。また、移動用具の保管場所を確認しましょ。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょう。</p> <p>●家具の転倒防止など、あらかじめ住まいの安全を確保しましょ。</p> <p>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また言葉が不自由な方には、筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。</p> <p>●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたりましょ。</p> <p>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょ。</p> <p>●トイレ等の設備の確認をしておきましょう。</p>



## 7. 内臓部(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸機能)に 障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○障がいの程度や種類によって、必要な支援が大きく異なる。</p> <p>○外見だけでは、障がいがあるかどうか分かりにくく、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。</p> <p>○人工透析など医療的援助が必要な場合がある。</p> <p>○適切な医療機材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品がなければ、命に関わる場合がある。</p> <p>○災害の状況によって、状態が悪化することがある</p>	<p>●日頃からあいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。</p> <p>●可能であれば、要援護者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</p> <p>●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行いましょ。また、移動用具の保管場所を確認しましょ。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょ。</p> <p>●かかりつけの医療機関や必要な医療機材、医薬品など事前に確認しておきましょ。</p> <p>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょ。</p> <p>●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたしましょ。</p> <p>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょ。</p>

## 8. 知的発達に障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○災害の発生による環境等の変化によって、精神的動揺が激しくなる場合がある。</p> <p>○一人では危険の察知や状況判断が困難で、逃げ遅れる場合がある。</p> <p>○急激な環境の変化に順応しにくい。</p>	<p>●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょ。</p> <p>●可能であれば、要援護者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</p> <p>●身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとってしまう場合がありますが、叱ったりせずゆっくり丁寧に話しかけましょ。</p> <p>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょ。</p> <p>●言葉が伝わりにくい場合には、ジェスチャーや簡単な絵で理解してもらえよう工夫しましょ。</p> <p>●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょ。</p> <p>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、手を引いて、安全に誘導しましょ。</p>

### 9. 発達障がい・精神障がいのある人への配慮

特徴	支援のポイント
<p>○多くは自分で危険を判断し、行動することができる。</p> <p>○普段から服用している薬を携帯する必要がある。</p> <p>○災害発生による環境の変化によって、精神的な動揺が見られる場合がある。</p>	<p>●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。</p> <p>●可能であれば、要援護者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</p> <p>●服用している薬の名前や量を事前に確認しておきましょう。</p> <p>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。</p> <p>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。</p>

### 10. 高齢者(一人暮らしや高齢者だけで住んでいる人)への配慮

特徴	支援のポイント
<p>○周囲からの情報が乏しく、緊急事態の察知が遅れる場合がある。</p> <p>○体力が衰え、行動機能が低下している場合があるが、多くは自力で行動できる。</p> <p>○地域とのつながりが希薄になっている場合がある。</p>	<p>●社会参加を積極的に呼びかけましょう。</p> <p>●一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</p> <p>●災害時には、適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。</p> <p>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。</p>

### 11. 妊婦・乳児のいる母親への配慮

特徴	支援のポイント
<p>○行動が低下しているが、自分で判断し行動できる</p> <p>○特に妊婦については、発災による急激な環境の変化により、緊急に医療を必要とする場合がある</p>	<p>●避難誘導をしてくれる人の確保が必要となります。</p> <p>●避難生活での防音や衛生面での思いやりや心配りをしましょう。</p> <p>●緊急時に医療機関との連絡体制の確保しておきましょう</p> <p>●災害で受けた心の傷へのケア体制の確保が必要となります。</p>

## 12. 子ども(乳幼児・児童)への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○危険を判断し、行動する能力はない。</p> <p>○4歳から 5 歳を過ぎれば、事故対応能力が備わってくる。</p> <p>○5 歳から自我が芽生える。</p>	<p>●保護者の災害対応能力を高めることが大切です。保護者への学習機会の提供や啓発をしましょう。</p> <p>●子どもを対象に、また子どもも含めた防災訓練や防災学習会を開催し、防災について学ぶ機会を作りましょう。</p> <p>●3歳以上の子どもなら分かりやすく伝えることで、指示に従うことができます。</p> <p>●被災により保護者等が養育することが困難な場合への対応が必要となります。</p> <p>●災害で受けた心の傷へのケア体制の確保が必要となります。</p>

## 13. 外国籍住民への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○日本語を理解することが難しく、緊急の情報が伝わりにくい。</p> <p>○日本の災害の特徴を知らない場合があり、対応が遅れる可能性がある。</p>	<p>●日頃からあいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。</p> <p>●英語のみではなく、多言語による情報提供が必要となります。</p> <p>●身振り手振りや絵図などを交えた情報伝達が必要となります。</p>

令和2年10月14日

民生委員児童委員実務研修  
中堅(2・3期目)研修資料  
金沢市社会福祉協議会 北脇